

令和7年度から国民健康保険税の 税率等と賦課限度額が変わります

国民健康保険は加入者が保険税を出し合い、互いに助け合う制度です。今後も皆さんが安心して医療を受けることができるよう、所得割税率・均等割額・平等割額・賦課限度額を改正します。

1. 国民健康保険税の税率と賦課限度額

令和7年度の税率などについては、以下のとおりです。

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳～64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割税率	7.75%	7.92%	2.95%	2.78%	2.5%	2.33%
均等割額 (1人当たり)	3万2,000円	3万4,000円	1万2,000円	1万1,800円	1万2,000円	1万1,800円
平等割額 (1世帯当たり)	2万2,000円	2万2,100円	8,000円	7,700円	8,000円	5,900円
賦課限度額	65万円	66万円	24万円	26万円	17万円	据え置き

医療費は年々増加しており、今後、県への納付金の額も増加する見込みです。また、各市町村は県から示される標準保険料率(※)を参考にして税率などを改正することとなっています。この2点を鑑みて上記の改正となりました。

医療費の適正化・収納率の維持向上を行い健全運営に努めますので、ご理解をお願いします。

※ 標準保険料率

各市町村は医療費水準や所得水準に応じた納付金を県へ納め、県からの交付金で医療費の保険負担分の支払いを行っています。納付金を納めるために保険料率の標準的な水準が示されており、令和7年度の町の標準保険料率は以下のとおりです。

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳～64歳)	
	県	差	県	差	県	差
所得割税率	7.92%	なし	2.78%	なし	2.33%	なし
均等割額 (1人当たり)	3万3,992円	8円	1万1,777円	23円	1万1,798円	2円
平等割額 (1世帯当たり)	2万2,067円	33円	7,646円	54円	5,839円	61円

■ 問い合わせ先

住民医療課医療年金係 ☎(48)1111(内1117・1118)

5月31日(土)～6月6日(金)は「禁煙週間」

世界保健機関(WHO)は、毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めています。

日本においても、世界禁煙デーが始まる1週間を「禁煙週間」としています。

たばこは、喫煙者だけでなく、周りの人の体にも悪影響を及ぼします。

未成年者の喫煙や受動喫煙の防止に努めてください。

■ 問い合わせ先

保健こども課保健係 ☎(48)1111(内1522・1523)

